

役員報酬及び退職手当の支給の基準

1 基本的な考え方

役員報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給の基準を定めるにあたって、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 貿易保険事業の適切な運営を図るために必要な人材を確保し得る水準とし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 日本貿易保険の業務及び財産の公共性を鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものになるよう配慮すること。

2 役員報酬等

(1) 報酬

報酬の種類	支給基準等	
本俸	本俸月額（単位：千円）	
		本俸月額
	社長	1,175
	副社長	1,123
	専務取締役	1,074
	常務取締役	925
	取締役	864
	社外取締役	777
	常勤監査役	801
	非常勤監査役	680
特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.2 大阪府大阪市に在勤する役員 本俸月額×0.16（注1）	
通勤手当	通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。	
特別手当 （注2）	【(本俸月額+特別調整手当) + {(本俸月額+特別調整手当) × 0.2 + (本俸月額×0.25)}】 × 支給割合（*） （*）支給割合：年 3.30 ヶ月	

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額×0.125×業績勘案率（注3）×在職期間（月数）

- (注1) 役員が東京都特別区から大阪府大阪市に異動した場合、当該異動の日から起算して1年を経過するまでの間は本俸に当該異動の日の前日に現に支給を受けていた支給割合を乗じて得た額（国家公務員の例に準じた異動保障）。
- (注2) 社長は、専務取締役、常務取締役及び取締役の特別手当の支給額を、その職務実績に応じ、増額し、又は減額することができる。
- (注3) 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて別に定める率。
- (注4) 特別調整手当・通勤手当・特別手当・退職手当は社外取締役・非常勤監査役には支給しない。